

杉戸町手話及び手話言語に関する施策の推進方針

令和8年3月26日

手話が言語であることを町民が理解し、手話を使いやすい環境を整えることで、障がいがある人もない人も全ての町民が互いに支え合い、尊重し合いながら、安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指すため、杉戸町手話言語条例第7条第1項の規定により、手話及び手話言語に関する施策を推進するための方針を次のように定めます。

- 1 手話及び手話言語の理解及び普及に関すること（条例第7条第1項第1号）
 - (1) 広報紙やホームページなどを活用し、手話に関する情報を提供します。
 - (2) リーフレットなどを作成し、手話への関心を高めるための啓発活動に取り組みます。
 - (3) 手話言語の理解及び普及啓発について、手話を必要とする人及び聴覚障がい関係団体等と協働して取り組みます。

- 2 手話による情報の取得の機会の拡大に関すること（条例第7条第1項第2号）
 - (1) 町が主催するイベントや説明会等において、手話通訳者の配置に努めます。
 - (2) 町民に手話通訳者派遣事業の周知を図ります。

- 3 手話を使いやすくする環境の整備に関すること（条例第7条第1項第3号）
 - (1) 町職員が手話を学ぶための研修に取り組みます。
 - (2) 事業者などに手話通訳者派遣事業の啓発に努めます。
 - (3) 手話通訳者の派遣を受けやすい環境整備に努めます。
 - (4) 町民が手話を学びやすい環境整備に努めます。

- 4 手話による意思疎通の支援に関すること（条例第7条第1項第4号）
 - (1) 意思疎通支援を行う手話通訳者派遣事業を継続して取り組みます。
 - (2) 手話奉仕員養成講座を継続して取り組みます。
 - (3) 電話リレーサービスについて情報提供に取り組みます。

- 5 学校教育の場における手話及び手話言語の理解及び普及に関すること
(条例第7条第1項第5号)
 - (1) 手話体験等の福祉教育を継続して取り組みます。
 - (2) 手話や聴覚障がい者への理解促進に努めます。

- 6 災害時における情報の提供及び意思疎通の支援に関すること（条例第7条第1項第6号）
 - (1) 避難所での良好な生活環境が提供できるよう運営体制の整備に努めます。
 - (2) 避難行動要支援者登録制度を活用し、地域における防災支援体制の強化を図ります。

7 その他この条例の目的を達成するために必要な施策に関すること

(条例第7条第1項第7号)

- (1) 推進方針に定めた施策の推進にあたり、必要が生じた場合は、町が別に定める障がい者に関する計画等との整合性を図るとともに手話を必要とする人やその関係者と協議の上、推進方針の見直しを行うものとします。
- (2) 手話に関する施策の推進に関する法律(手話施策推進法)の基本的施策との整合性を図りながら、必要に応じて推進方針の見直しを行うものとします。